

愛知県教育委員会教育長 様

2019年12月26日

学校が扱う、「生徒・保護者」の、任意団体への入会、加入、及び会費納入、徴収されるお金等について、学校及び任意団体等は契約に基づいた対応をすること等を求める  
請願。

請願人 行政を考える住民の会  
事務局 宮崎邦彦

住所

請願の経過、趣旨、理由

- 1 「任意団体なのに・・・法的問題は? (資料 1)」「PTA加入、役員押しつけ」等、強要罪に問われる可能性もとある。
- 2 親ではなく「祖父母」まで犠牲になる恐怖の「ブラックPTA」によるこそ (資料 2)
- 3 旗当番「下の子」の見守りは (資料 3) 4歳弟だけで留守番せざるを得ない。危険すぎます。とある。解決例はある。名古屋市立吹上小学校のPTAは、未就学児だけの留守番や未就学児連れの旗当番は危険と判断。「無理をせず休んで」とのプリント・・・全校生徒に配布した。とある。
- 4 時代にそぐわないPTA活動、働く母親たちの障壁、合理化することはできないのか (資料 4)
- 5 名古屋市の、PTA等の集金は、年間集金計画のお知らせ (資料 5)、別の学校では、育友会としての集金がなされている。学年費の集金についての連絡、文書 (資料 6) が配布されているが、任意団体であるとか等の文書等はない。また、入会承諾もしくは入会手続きの、文書もない。といえる。
- 6 県立高校においては、入学料及び学校諸費の納入並びに口座振替手続きについて (資料 7 の 1、の 2) の文書が配布されている。  
任意団体に関する、お金に関して、納めなければならない、根拠等説明された文書は配布されていないとのことでした (2019年12月12日聞く)。
- 7 高校において、これまで通り、一方的に集めているということであり、改善等、あまりされていないということである。

請願事項

- 1 学校が関係している、任意団体の入会、加入等については、「契約」に基づく手続き等をするように助言、指導をする事。(加入前の会則、の配布、文書による手続きなどがなされている事)。
- 2 学校が関係している、任意団体の会員等である、校長、教頭等は、加入者、会員である、保護者が、加入、及び団体の活動において、負担にならないように、実態を把握して、対応する事。実例、資料 3 の 吹上小学校



- 3 学校が、集めることになる、任意団体のお金については、公費負担への取り組みをする事。
- 4 任意団体の加入、入会等は、自由であることを保障して、自由であることを明記した文書を配布すること。

添付資料 資料1 2019、04、06 大人んサー

- 2 週刊ポスト 2019年11月1日号
- 3 朝日新聞 2019年12月23日(夕)
- 4 YAHOO! 9/28(土)
- 5 豊正中学校 2019年5月10日
- 6 富士中学校 2019年5月15日
- 7 小坂井高校 2019年3月22日